

「酢酸 - トコフェロール (d体及びdl体に限る。)」の添加物指定及び規格基準の設定に関する食品健康影響評価について (平成16年10月14日付けで食品健康影響評価を依頼した事項)

1. 経緯

保健機能食品であって、カプセル、錠剤等通常の食品形態でない食品に用いられる添加物の指定の手続き等については、薬事・食品衛生審議会の答申に基づく平成13年3月27日食発第115号食品保健部長通知により、指定等の要請をする者は、有効性、安全性等に関する資料を添えて厚生労働大臣あて要請書を提出することとされている。

今般、「酢酸 - トコフェロール (d体及びdl体に限る。)」(以下「酢酸 - トコフェロール」という。)について事業者から要請書が提出されたことから、食品添加物指定等の検討を開始するに当たり、食品安全基本法に則り、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼したものである。

2. 酢酸 - トコフェロールについて

酢酸 - トコフェロールは、ビタミンE(トコフェロール)の誘導体である。トコフェロール類としては、厚生労働大臣の指定する添加物として、dl - トコフェロール、既存添加物(天然添加物)として、d - トコフェロール、d - トコフェロール、d - トコフェロールがある。

本品は、栄養強化の目的で利用されているが、上記のトコフェロール類と異なり、食品中における抗酸化作用は認められていない。

米国及びEUでは食品成分として栄養強化の目的で用いられている。本品は、FAO/WHO合同食品添加物専門家会議(JECFA)では添加物として取り扱われておらず、その安全性評価も行われていない。

3. 今後の方向

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において指定の可否及び規格基準の設定について検討する。